

記入例

令和 6年 3月 19日

(宛先) 高崎市長

事業主 所在地 高崎市高松町35-1
 名称 (有) 市役所
 代表者 商工 一男
 電話番号 027-321-1111
 (担当者名: 産業 花子)

一時金の支給月の基本給与

中小企業給与改善奨励金交付計算書（正規従業員等）
 （一時金による増額改定）

一時金の額、基本給与欄へ
 入力すると自動で入ります

フルネームで記入して
 ください

番号	従業員氏名	一時金の額 (A)	一時金月額換算 (B) (A/12)	各種手当等を除いた 基本給与額 (C) <small>※月額として記入してください (時給×月給も月額に換算)</small>	賃上げ率 (%) (B/C)	交付額
1	商業 太郎	40,000 円	3,333 円	350,000 円	0.95	24,000 円
2	工業 二郎	40,000 円	3,333 円	300,000 円	1.11	30,000 円
3	観光 三郎	40,000 円	3,333 円	295,000 円	1.12	30,000 円
4	労働 四郎	40,000 円	3,333 円	290,000 円	1.14	30,000 円
5	企画 五月	40,000 円	3,333 円	285,000 円	1.16	30,000 円
6	中活 六郎	40,000 円	3,333 円	280,000 円	1.19	30,000 円
7	金融 七	40,000 円	3,333 円	275,000 円	1.21	30,000 円
8	創造 八男	40,000 円	3,333 円	270,000 円	1.23	30,000 円
9	勤労 九	40,000 円	3,333 円	265,000 円	1.25	30,000 円
10	産業 花子	40,000 円	3,333 円	260,000 円	1.28	30,000 円
		円	円	円		円
		円	円	円		円
		円	円	円		円
		円	円	円		円
		円	円	円		円

(注意) 申請時から交付時まで雇用が継続している従業員が対象となります。

従業員数が記入しきれない場合は、複数枚提出してください。

物価高騰対策等としての一時金が対象となります。(増益等の一時金は対象となりません。)

このページの交付合計額

一時金の額、基本給与欄へ
 入力すると自動で入ります

294,000 円